

事業継続計画（BCP）

<サイバー攻撃用>

社会福祉法人 あきの会

障がい児者医療生活支援ホーム 虹の家

第1章 基本方針

1. BCP策定の目的

障がい児者医療生活支援ホーム 虹の家（以下、「虹の家」という）は、医療情報システムの故障およびサイバー攻撃等で障害が発生した場合でも、病院機能を可能な限り維持しまたは早期に復旧し、病院内の全職員が協力して、可能な限り医療サービスの提供を維持することを基本方針とし、本事業継続計画（BCP）を策定する。

2. 適用の範囲

当院のすべての部門に適用する。

3. 文書管理と開示範囲

本事業継続計画（BCP）は、事務部が原本の最新版管理を行い、病院内全部門の全職員に開示し周知する。

第2章 想定する障害

1. 対象とする医療情報システム

- (1) 電子カルテシステム「〇〇」
- (2) 画像診断システム「〇〇」

2. 障害の内容

- (1) 医療情報システムの故障による利用不可
- (2) サイバー攻撃による医療情報システムの利用不可

第3章 医療情報システムの管理体制

1. 医療情報システム安全管理責任者

事務長を、虹の家内に設置する「医療情報完全安全管理責任者」とする。

2. 管理部門

医事課にて、次のとおり、医療情報システムの管理を行う。

- (1) サーバ、端末PC、ネットワーク機器の台帳管理
- (2) 利用者ID台帳の管理
- (3) 情報セキュリティ対策
- (4) システム異常（不具合）時の対応

第4章 障害時の行動計画

1. 初動対応

障害発生から30分以内に、次のことを行うこととする。

- (1) 障害発生範囲の把握

部門の責任者は、障害の状況を医事課へ報告する。

- (2) 復旧可否の判断

医事課にて、1次対応を行い、医療情報システム安全管理責任者へ報告する。

- (3) システムおよび関係部門への報告・連絡

医療情報システム安全管理責任者等により、障害の状況を報告・連絡する。

【報告・連絡先】

- ・システム業者（〇〇、〇〇）
- ・院長、看護部長、関係部門
- ・行政機関等（警察、厚生労働省、顧問弁護士等）

- (4) 診療可否の判断と診療形態の決定

2. 診療体制の確保

院長が診療継続と判断した場合、次のとおり対応する。

- (1) 稼働可能端末でカルテビューワの起動を確認
- (2) 診察室等への未記入の紙診療録、処方箋の準備
- (3) 紙診療録による診察開始
- (4) 窓口会計は、当日行わず、後日精算とする

3. 医療情報システム業者への対応

- (1) 業者連絡先

システム 会社名 担当者 連絡先

電子カルテシステム ○○ ○○ ○○

画像診断システム ○○ ○○ ○○

薬剤管理支援システム ○○ ○○ ○○

- (2) 状況確認等

・ 障害の原因と範囲

・ 復旧までの見込み時間

付 則

この計画は、令和6年5月1日から施行する。